

【今年度の新たな取り組み】

昨年度の節電効果により1200万円が節約できましたので、その財源で市立図書館、桶川公民館の照明をLED照明に変えることにより更なる節電効果を計ります。

家庭で出来ること

- エアコンの使用を極力控え（扇風機や石油ストーブなどの使用）、使用する場合は一つの部屋に集まり使用する
- エアコンの温度設定を夏場は29度以上に、冬場は20度以下にする
- エアコンのフィルターの清掃をこまめに行う（2週間に1回程度）
- 室内の照明を50%以上消灯する
- 冷蔵庫の設定は「強」から「中」に設定する
- 冷蔵庫は詰め込み過ぎないようにする
- 冷蔵庫内にビニールカーテンを取り付ける
- 電気ポットのお湯はガスコンロで沸かしポットの電源は切る
- 洗濯機の使用は容量の80%程度を目安にまとめて洗う
- パソコンは日中短時間であれば電源を抜いて使う
- 紙パック式掃除機はこまめにパックを交換する
- 温水洗浄便座は使用しないときは蓋を閉め温度設定を低くし節電モードにする
- 使用していない電気機器のコンセントを抜く

事業所で出来ること

- エアコンの使用を極力控える（扇風機、石油ストーブなどの使用）
- エアコンの温度設定を夏場は29度以上に、冬場は20度以下にする
- エアコンのフィルターの清掃をこまめに行う
- 使用していないエリアの空調を停止する
- 室内の照明を50%以上消灯する
- 従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明に交換する
- 不使用室の消灯および昼休みの消灯を徹底する
- 不要な機器の電源を切る
- 節電担当を決めパトロールを実施
- ネオンサインや広告看板の消灯
- 温水洗浄便座は使用しないときは蓋を閉め温度設定を低くし節電モードにする
- エレベーター・エスカレーターの使用を極力控える

事業主の皆様には、お客様がいるため対策が難しいかと思いますが、ぜひご協力をお願いします。

打ち水をしてみましょう

節電により夏場においては、熱中症の対策が必要となります。室内にいるときは、出来る限り窓を開け、通気を良くし薄着でくつろぎましょう。また、直射日光が当たらないよう、すだれやよしずを利用しましょう。外気温度を下げれば、多少なりとも涼しくなり、熱中症を防ぐことが出来ます。残ったお風呂の水などを利用して、打ち水をするのも一つの手段です。一軒で実施するのではなく、隣近所にお声がけをし、実施してみたいかがでしょうか。

【夏のエコライフDAY】

キャンペーン期間の6月1日～9月30日の一日を、「この日は、1日環境によいことをしよう」と決め、「エコライフDAY」に挑戦してみませんか。

- 「出かけるときはマイボトルを持ち歩いた」など、省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握していただけます。
- 自治体、学校、団体、企業単位で参加できます。 ● チェックシートは、市役所環境課で配布します。
- 個人で参加される場合は、チェックシートのほか、埼玉県温暖化対策課のホームページからも参加できます。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ecolifeday.html>）
- 身の回りのできることから着実に、省エネルギーに取り組んでください。

問合せ ☎ 埼玉県環境部温暖化対策課 ☎ 830-3038



～市民の皆さん・事業主の皆さん～

節電対策にご協力をお願いします！

問合せ ☎ 環境課

昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今年度も大幅な電力不足が生じる見通しです。市では、「節電対策に関する基本方針」を作成し、目標達成に向け、次のような取り組みを行います。また、各公共施設の節電対策として、下記のとおり通常のご利用とは異なりご不便をおかけいたしますが、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

桶川市節電対策に関する基本方針(抜粋)

1. 取組期間 4月1日～平成25年3月31日
2. 取組目標 電気使用量を前年度より削減する。
3. 取組項目

(1) 庁舎および公共施設の共通対策

- ① 照明設備
(使用時間は、原則午前8時30分～午後5時15分)
 - 執務室などは原則として点灯する蛍光灯の数を間引きするなど50%カットする。
 - 昼休みは完全消灯とする。ただし、窓口のある部署については、除く(50%のカット)。
 - 更衣室・トイレなどの使用後は必ず照明のスイッチを切る。
- ② エアコン(使用時間は、原則午前8時30分～午後5時)
 - 夏場のエアコンは、30度以上で我慢できない場合に使用し、設定温度は29度以上とする。
 - 冬場のエアコンは、20度以下で我慢できない場合に使用し、設定温度は20度以下とする。
 - フィルター清掃をこまめに行う。
- ③ 冷蔵庫
 - 各小中学校・保育所などの業務用を除き、使用を禁止する。
- ④ パソコン
 - 会議・出張などで2時間以上自席を離れる場合は、シャットダウンする。
- ⑤ その他電気器具
 - 電気ポットなどの使用を禁止する。
 - コピー機などについては、枚数を削減する。
 - 温水洗浄便座(暖房便座)の電源は切る。
- ⑥ グリーンカーテン
 - 設置施設を増やす。
 - すだれやよしずを使用し、日差しを和らげる。
- ⑦ その他の設備
 - 自動販売機は、設置業者へ稼働停止時間の延長および省エネタイプへの設置替えを依頼する。
 - エレベーターの使用を控える。

(2) 市民利用施設の個別の対策

- 公共施設の共通の対策に加え、次の対策を実施する。
- ① 市民ホール
 - トイレや廊下などの一部電灯の間引きをする。
 - 最大電力を超えそうな時は、防災監視室でエントランスなどの空調設備を停止する。
 - ② サン・アリーナ
 - 昼間の照明は50%から100%節電する。

- 夜間の照明は30%から50%節電する。
 - ただし、土日祝日の大会は通常通りとする。
- ③ 総合福祉センター(老人福祉センター、児童館)
 - 月曜日を臨時休館とする(7月1日～8月31日)。
 - ④ べに花ふるさと館
 - グリーンカーテンを設置する。
 - エネファームの設置により、電力消費量を抑制する。
 - ⑤ 勤労青少年ホーム
 - 昼間の照明は、現在の取り組みより更に20%節電する。
 - 夜間の照明は、現在の取り組みより更に10%節電する。
 - 電力不足が生じた場合は、7月中旬から9月末までと、12月中旬から3月末まで、2回に分けて更なる節電に取り組む。
 - グリーンカーテンを設置する。
 - ⑥ 学校開放施設(体育館)
 - 昼間の使用は、照明を原則消灯する。
 - 夜間の使用は、照明を50%節電する。
 - 電力量が不足する事態に陥った場合は、週2日間休止とする。
 - ⑦ 校庭夜間照明施設(桶川中学校)
 - 半灯使用を徹底する。
 - 電力量が不足する事態に陥った場合は、週2日間休止とする。

(3) 小・中学校、放課後児童クラブ、保育所などの対策

- 児童、生徒、乳幼児などの健康に十分配慮しながら、可能な範囲で節電対策を実施する。

(4) 職員の執務に係る対策

- ① クールビズの実施(5月1日～10月31日)
 - ノー上着・ノーネクタイ・ポロシャツ(節度のある色彩)
- ② ウォームビズの実施(12月1日～3月31日)
 - 重ね着をして寒さ対策をする。
 - 議会対応については、スーツ・ネクタイ着用とし、それ以外については、ノーネクタイでセーター・ハイネックなどの着用を認める。
- ③ 時間外勤務は原則禁止

(5) 市民・利用者への周知

(6) 7月7日「埼玉県節電の日」(クールアースデー)の取組参加

※電力需給状況の変化により、一層の節電を求められる事態となった場合は、この基本方針を基礎としつつ、閉館などを含めたさらなる利用制限を行う。

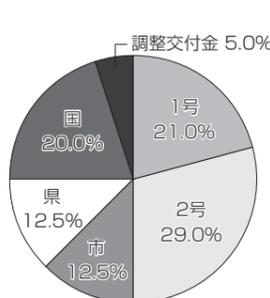
介護保険の保険料

(1) 保険給付費の負担割合

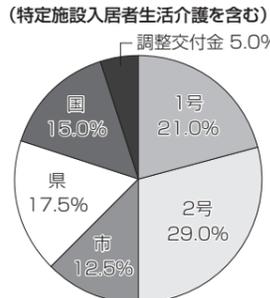
① 財源構成

第1号被保険者保険料（65歳以上）と第2号被保険者保険料（40歳～64歳）を合わせ、保険給付費に係る費用の50%が介護保険料で賄われ、残りの50%を国・県・市の公費で負担する仕組みとなっています。

ア 居宅サービス



イ 施設サービス



② 介護保険料基準額の算出

平成24年度から平成26年度の3年間の保険給付費などをもとに総事業費を見込み、介護保険料の基準額を算出しました。

介護保険料は、月額で3,480円から4,360円に改定いたします。

3年間の総事業費見込み額	119億9,665万円
財政安定化基金取崩額	2,156万円
保険給付費支払基金取崩額	8,200万円
一人当たりの年額保険料（基準額）	52,320円
一人当たりの月額保険料（基準額）	4,360円

所得段階別保険料（第1号被保険者・65歳以上の方）を改定しました

被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担となるよう、これまでの保険料所得段階を見直し、新たな所得段階を加えることにより、これまでの9段階を10段階に改定しました。

(2) 第1号被保険者の所得段階別保険料

これまで					平成24年度から				
所得段階	対象となる方	調整率	年額(円)	月額(円)	所得段階	対象となる方	調整率	年額(円)	月額(円)
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員の住民税が非課税で、 高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	20,880	1,740	第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員の住民税が非課税で、 高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	26,160	2,180
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	20,880	1,740	第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	26,160	2,180
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	31,320	2,610	第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円を超える方	基準額×0.625	32,700	2,725
第4段階	本人は住民税が非課税であるが、 世帯の誰かに住民税が課税されて いて、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.875	36,540	3,045	第4段階	世帯全員の住民税が非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	39,240	3,270
第5段階	本人は住民税が非課税であるが、 世帯の誰かに住民税が課税されて いて、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	41,760	3,480	第5段階	本人は住民税が非課税であるが、 世帯の誰かに住民税が課税されて いて、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.875	45,780	3,815
第6段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円未 満の方	基準額×1.125	46,980	3,915	第6段階	本人は住民税が非課税であるが、 世帯の誰かに住民税が課税されて いて、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	52,320	4,360
第7段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円以 上190万円未満の方	基準額×1.25	52,200	4,350	第7段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円未 満の方	基準額×1.125	58,860	4,905
第8段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が190万円以 上400万円未満の方	基準額×1.5	62,640	5,220	第8段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円以 上190万円未満の方	基準額×1.25	65,400	5,450
第9段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が400万円以 上の方	基準額×1.75	73,080	6,090	第9段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が190万円以 上400万円未満の方	基準額×1.5	78,480	6,540
					第10段階	本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が400万円以 上の方	基準額×1.75	91,560	7,630

平成24年度から平成26年度までの3カ年計画となる第六次桶川市高齢者福祉計画および第五次桶川市介護保険事業計画を策定しました。

高齢者福祉計画は、高齢者が地域や社会の中で、安心して生活出来るよう、健康づくりや生きがいがいづくりの施策を推進します。介護保険事業計画は、介護保険の保険給付費を円滑に実施するための計画です。

新たな計画のもとに、高齢者の健康づくりや介護予防への総合的な取り組みの推進、ひとり暮らし高齢者などを地域で支える地域包括ケアの仕組みづくりおよび介護サービスの基盤整備と質的向上などを目指して、高齢者の皆様が安心して生活できるような施策を推進します。

重点施策

- 健康づくりと介護予防の推進**
【特定健康診査、骨密度測定、各種ガン検診の推進、介護予防教室の開催など】
- 認知症高齢者対策の推進**
【高齢者安心見守りネットワーク事業、認知症サポーターの養成など】
- 介護サービス基盤整備の推進**
【小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設の整備など】
- 介護サービスの質的向上**
【介護給付等費用適正化事業の推進、介護サービス事業者情報の整備など】
- 生活支援事業の推進**
【配食サービス、緊急通報システムなどの生活支援サービスの推進、虐待防止ネットワークの構築など】
- 生きがいづくり、社会参加の促進**
【老人福祉センター事業、老人福祉センターの改修、老人クラブ活動や生涯学習の推進、シルバー人材センターの充実など】
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進**
【市内循環バスの利用促進、買い物弱者対策の推進など】
- 高齢者の住まいの確保**
【ケアハウスやサービス付き高齢者住宅などの高齢者を支援するサービスを提供する住宅の確保など】
- 医療・介護等との連携**
【包括的支援事業、介護予防・日常生活総合支援事業など】

高齢者人口および要介護認定者の推計

桶川市の総人口は、今後、ほぼ横ばいでの推移が予想されますが、高齢者は1%程度ずつ増え平成26年4月には19,000人を超え、高齢化率は24.95%となる見込みです。また、介護が必要な要介護認定者数は2,828人となり、高齢者人口の14.81%が介護を必要とする状態となることを見込まれます。

	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	76,327	76,454	76,541
高齢者人口	17,394	18,310	19,100
高齢化率	22.79%	23.95%	24.95%
要介護認定者の推計	2,403	2,591	2,828
高齢者に占める認定者の割合	13.82%	14.15%	14.81%

第六次桶川市高齢者福祉計画および第五次桶川市介護保険事業計画が策定されました

問合せ ☎ 高齢介護課

特定健康診査と同時期に、下記の検診を実施します。
直接、実施医療機関に申し込みください。

検診名	対象者	内容	自己負担額
肝炎ウイルス検診	平成25年3月31日現在40歳以上の方 (昭和48年3月31日以前生まれ) *ただし、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがある方は受けられません。	問診 血液検査	無料
大腸がん検診	平成25年3月31日現在40歳以上の方 (昭和48年3月31日以前生まれ) *集団大腸がん検診を申し込まれた方は、ご遠慮下さい。	問診 検便 (便潜血検査)	700円
前立腺がん検診	平成25年3月31日現在 50歳～74歳の偶数年齢の男性 50歳：S37.4.1～S38.3.31 52歳：S35.4.1～S36.3.31 54歳：S33.4.1～S34.3.31 56歳：S31.4.1～S32.3.31 58歳：S29.4.1～S30.3.31 60歳：S27.4.1～S28.3.31 62歳：S25.4.1～S26.3.31 64歳：S23.4.1～S24.3.31 66歳：S21.4.1～S22.3.31 68歳：S19.4.1～S20.3.31 70歳：S17.4.1～S18.3.31 72歳：S15.4.1～S16.3.31 74歳：S13.4.1～S14.3.31	問診 血液検査 (PSA 検査)	500円
胸部レントゲン検査	平成25年3月31日現在65歳以上の方 (昭和23年3月31日以前生まれ) *集団肺がん検診を申し込まれた方は、ご遠慮下さい。	問診 胸部レントゲン検査	無料

*がん検診にかかる料金のうち1～2割程度を受診者の方に費用として、自己負担をお願いしています。
受診医療機関の窓口でお支払いください。
*勤務先などで受診または受診機会のある方、並びに現在治療中または治療予定の方はご遠慮ください。
問合せ ☎健康増進課(保健センター内) ☎786-1855

実施医療機関一覧

*9月は非常に混みますので、早めに受診してください。

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■朝日内科歯科医院
☎774-9385 ■伊藤医院
☎771-1059 ■大谷記念病院
☎728-2411 ■桶川KNクリニック
☎787-7715 ■桶川西口クリニック
☎789-5777 ■桶川日出谷診療所
☎786-7715 ■加藤医院
☎773-1787 ■川田谷クリニック
☎787-2531 | <ul style="list-style-type: none"> ■蔵田医院
☎771-1446 ■栗原クリニック
☎786-2168 ■小島医院
☎771-1212 ■小林産婦人科クリニック
☎773-4135 ■埼玉県央病院
☎776-0022 ■坂部医院
☎771-1055 ■鈴木内科医院
☎787-3000 ■田中胃腸医院
☎771-1037 | <ul style="list-style-type: none"> ■豊田医院
☎728-2377 ■なかた呼吸器科内科クリニック
☎729-2811 ■プラムの里診療所
☎787-2882 ■丸井クリニック
☎773-1312 *丸井医院(☎728-1663)は
6月中に丸井クリニックとなり
朝日へ移転します。 ■ゆげクリニック
☎777-3000 ■渡辺医院
☎787-2181 |
|--|--|--|

大切なあなたを守るために… 特定健康診査を受けましょう!

今年も40歳以上の方を対象に、特定健康診査などが始まります。
健診は、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直す良い機会です。ぜひ、健診を受けましょう。

	桶川市国民健康保険 または 後期高齢者医療制度にご加入の方(40歳以上：昭和48年3月31日以前生まれ)	左記以外の健康保険にご加入の方
健診期間	6月18日(月)～9月30日(日) *保険年金課から、受診券と健診案内を封書で健診開始までに郵送します。受診券が届きましたら、実施医療機関へお申し込みください。	*健診期間や受診方法などは、加入している健康保険(健康保険証発行元)に、お問い合わせください。
健診内容	問診・診察・身長・体重・血圧測定・血液検査(血糖・血中脂質・肝機能・腎機能がわかる項目)・尿検査 *国民健康保険加入者には、腹囲測定(全員)、貧血・眼底・心電図検査(国の基準に該当する方のみ)	*65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていない方は、生活機能チェック(問診)を行うことができます。生活機能チェックをご希望の方は、6/18～9/21に高齢介護課へお越しください。
生活機能チェック	平成24年3月31日現在、65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていない方には、介護予防のための生活機能チェック(問診・診察)を行います。	
自己負担額	国民健康保険加入者：平成24年3月31日現在、 70歳以上1,000円 70歳未満1,500円 後期高齢者医療制度加入者：無料	
持ち物	受診券・保険証・65歳以上の方は介護保険証	
問合せ	健診⇒保険年金課 ☎786-3211(内線1315) 生活機能チェック⇒高齢介護課 ☎786-3211(内線1234)	

